

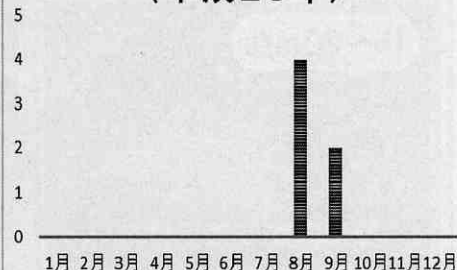
台風対策はお済みですか？

台風は1年間で平均3回上陸しています。
事前にしっかり準備して、危険から身を守り
ましょう。

- 台風について知ろう・・・・・・・・・・P 1
- 台風がもたらす影響は？・・・・・・・・P 2
- 台風に備える・・・・・・・・・・P 3

（消防署からのお知らせ）・・・・・・・・P 4

日本への台風上陸数
（平成28年）



台風について知ろう

台風のはじまりは、赤道近くの温度の高い海で生まれた「熱帯低気圧」と呼ばれるものです。次第に勢いが強くなり、最大風速が約17m/sを超えるものを「台風」と呼びます。

台風の大きさ

階級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上800km未満
超大型 （非常に大きい）	800km以上

台風の呼び方

台風に関する情報の中では、台風の大きさと強さを組み合わせて、「**大型で強い台風**」と呼びます。



台風の強さ

階級	最大風速
強い	33m/s以上44m/s未満
非常に強い	44m/s以上54m/s未満
猛烈な	55m/s以上

平成17年9月6日 台風第14号による広島市での被害



2005 9 7

台風がもたらす影響は？

台風は、大雨や強風をもたらします。風が吹いているときに外に出るのは大変危険です。台風が通り過ぎた後も風が収まるまでは外に出ないようにしましょう。

人への影響

(平均的な風速の場合。瞬間的には1.5倍～3倍以上になることもあります。)

！ 強風時に屋外に出ることは大変危険です。

気象庁パンフレット



建物への影響

(平均的な風速の場合。瞬間的には1.5倍～3倍以上になることもあります。)

気象庁パンフレット



広島市では、台風18号(平成16年)のときに最大瞬間風速60m/s以上を記録したこともあるんだって



広島市からののお知らせ ～ 広島市防災講演会を開催します ～

地域を知り、防災を考える - 静岡大学防災総合センター 教授 牛山 素行 氏 -

日 時：9月24日(日) 13:30～15:10 (13:00開場)

メールでの申込

会 場：西区民文化センター(西区横川新町6番1号)

定 員：500名(申込制・先着順)

申込み：9月8日(金)までに危機管理室災害予防課あて申込み

◎ 電話、メール、HPによりお申込みいただけます。

代表者の氏名、参加される人数をお知らせください。

連絡先：電話 082-504-2664 (危機管理室災害予防課)

メール saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp

HP <http://www.city.hiroshima.lg.jp/bousaikouen/>



HPからの申込



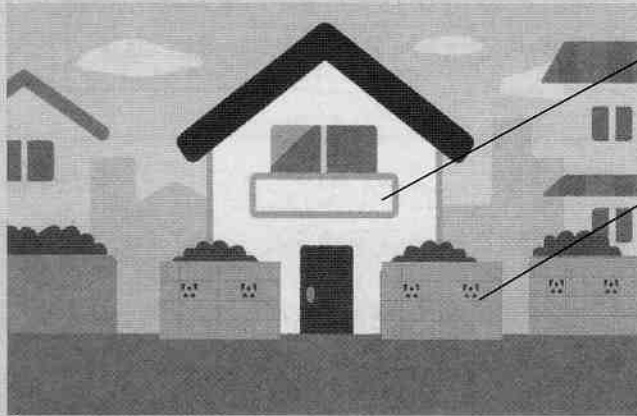
広島市防災講演会

検索

台風に備える

台風から身を守るためには、日ごろからの備えが大切です。

家の周りの安全チェック



窓

- ひび割れ、窓枠や雨戸のがたつきはないか
- 飛散防止フィルムは貼っているか

ベランダ

- 物干し竿など飛びやすいものは室内に入れる

ブロック塀

- ひび割れ、破損箇所はないか

排水溝

- ゴミや土砂が詰まっていないか

その他

- ゴミ箱や植木鉢は、室内に取り込むか、飛ばないように固定する

台風は、接近してくるまでの間、ニュースや天気予報等で各地の被害状況が伝えられ、予想進路や勢力、雨の降り方など事前に情報を得ることができます。時間的な余裕を持って事前に対策しましょう。

気象情報の定期的な入手



避難場所の確認



非常持ち出し品の準備



広島市高齢者いきいき活動ポイント事業の活動団体を募集しています。

この事業は、高齢者の社会参加を促進するため、広島市内にお住まい70歳以上(9月1日現在)の高齢者が行うボランティア活動や健康づくりのための活動などの実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、奨励金を支給する事業です。

自主防災会(町内会)として登録することにより、以下の活動に対してポイントを付与することができます。是非登録(応募)ください。

【活動例】

- 地域の支え手になるボランティア活動
 - ・防災講演会や研修会の開催支援
 - ・防災訓練の開催支援
- 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動(自主防災会が月1回以上防災講演会等や防災訓練を行っている場合)
 - ・防災講演会や研修会への参加
 - ・防災訓練への参加



【応募受付、問い合わせ先】 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課管理係まで
電話 082-504-2143 FAX 082-504-2136

お祭り等は万全の準備をして、安全に行いましょう！！

広島市火災予防条例により、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多くの人の集まる催しで露店や屋台を出店し、火災発生危険のある器具を使用する際には「消火器の準備」と「露店等の開設届出書」の届出が必要になりますので、祭りなどで火気を使用するときは消防署にご相談ください。



Point

- 河川敷で行う花火大会
- 神社で行う祭

- 地域（町内会等）で行う祭
- 体育館で行う展示会



広島市火災予防条例により、こんろ（火気器具）から可燃物までの距離（離隔距離）などが定められています。



ガスボンベ

消火器

確認！

ガスボンベは日陰で通気・換気の良い場所に設置。また、転倒防止の固定をすること。

確認！

こんろ（火気器具）の周囲は、15cm以上、上方は、1m以上可燃物から離れていること。（火気器具により異なります。）

確認！

こんろ（火気器具）は不燃性の台上で使用する

確認！

消火器は3型以上のものを準備すること。



訪問業者による消火器の不適正な点検や高額請求による被害が発生しています

消火器の訪問点検等に注意！！

事例

- 消火器業者を名乗り、消火器1本の点検料19,800円を支払わされた。
- 消防署に頼まれて町内の消火器の点検を行っていると偽り点検を実施し、18,000円を支払わされた。

トラブル防止について

Point

- 必ず身分証明書等の提示を求める。
- 身に覚えのない点検は拒否する。
- 点検前にすぐに消防署などに連絡して確認する。

最近は電話で防災グッズや消火器の販売を名目に個人情報を出すケースも発生しています。



お問い合わせ先

広島市消防局予防部予防課 TEL:082-546-3476 FAX:082-249-1160 E-mail:fs-yobo@city.hiroshima.lg.jp
 中消防署予防課 TEL:082-546-3511 東消防署予防課 TEL:082-263-8401 南消防署予防課 TEL:082-261-5181
 西消防署予防課 TEL:082-232-0381 安佐南消防署予防課 TEL:082-877-4101 安佐北消防署予防課 TEL:082-814-4795
 安芸消防署予防課 TEL:082-822-4349 佐伯消防署予防課 TEL:082-921-2235